

第3回 市場使用料あり方検討委員会

卸売市場の機能強化と使用料体系

平成 23 年 8 月 12 日

東京都中央卸売市場

## 1 基本的な考え方

- (1) 流通環境の変化に伴い、卸売市場には消費者の食の安全・安心への期待や生産者・実需者のニーズに対応した機能の強化が求められている。
- (2) 今後、新たな機能を付加する施設において、都の整備により機能強化を図る場合については、受益と負担の明確化や負担の公平を図る観点から、新たな機能を付加することによってかかる経費を個別に加味した新たな使用料体系を検討する必要がある。

## 2 卸売市場の機能強化と使用料における対応

- (1) 卸売場等の低(定)温化等によるコールドチェーンの確立

### ア 機能強化の視点

- ① 食品の安全性に対する消費者ニーズの高まりを受け、産地や量販店、外食・中食事業者等では品質管理の高度化を進めており、卸売市場に対しても同様の品質管理の対応を求めている。
- ② 現在、東京都中央卸売市場では、水産物部及び青果部の卸売場の低(定)温化率は平均で約33%であるなど、品質管理の要請に充分に応えきれていない状況にあり、今後、食の安全・安心の観点から、卸売場等の低(定)温化を図っていく必要がある。

### イ 想定される施設

- ① 保管を主目的とした倉庫等だけでなく、長時間の商品滞留を想定していない売場施設等についても、商品特性や運用実態、コスト面等を踏まえたうえで、適切な温度管理を行っていくことが想定される。

- ② 具体的な施設としては、低(定)温卸売場、低(定)温仲卸売場、低(定)温荷捌き場、低(定)温倉庫等が想定される。

#### ウ 使用料における対応

- ① 現在の使用料体系では、低(定)温施設として設定されているものは、「冷蔵庫」、「冷蔵室」のみである。
- ② このため、低(定)温卸売場等を都が整備する場合については、新たに「低(定)温卸売場」等の使用料区分を設定する必要がある。
- ③ 使用料区分の設定に当たっては、施設の低(定)温化に必要な空調設備等に係る費用を考慮する必要がある。
- ④ ただし、
  - (ア) 卸売場等の低温化は付加的な施設整備とされてきたことから、これまで市場ごとの実態を踏まえながら、市場業者による造作、設備費負担額、市場用地貸付などの制度を活用し、都と市場業者の適切な役割分担のもと、様々な形で実現してきた経緯があること
  - (イ) 施設の低(定)温化は、市場ごとの施設状況や運用方法、流通・経営環境等から、必ずしも画一的な取扱いとはならないこと等から、特に既存市場においては、造作等の従来的な手法も含め、都と市場業者の適切な負担区分等を検討すべきである。
- ⑤ 保管を主目的とした低(温)倉庫等については、(東京都卸売市場整備基本方針において) 従来どおり市場関係業者が主体的に取り組むべきとされていることから、使用料区分の設定については、具体的な計画の有無等を踏まえて判断する必要がある。

## (2) 加工・パッケージ施設等多様なニーズへの対応

### ア 機能強化の視点

- ① 専門小売店、食品スーパー、外食・中食事業者等は、省力化、在庫縮小等の観点から、生鮮食料品等の納入者側に一時加工やパッケージ、店舗単位・時間単位での配送などを求めている、卸売市場においても、こうした多様なニーズに対応していく必要がある。
- ② 加工・パッケージ・ピッキング施設、保管施設、配送施設等のいわゆる「付加価値施設」については、(東京都卸売市場整備基本方針において)市場用地貸付制度の活用も踏まえ整備していく必要があるとされているが、施設レイアウト等の関係から、都で整備するケースも想定される。

### イ 想定される施設

- ① 前述の加工・パッケージ・ピッキング施設、保管施設、配送施設等のいわゆる「付加価値施設」が想定される。

### ウ 使用料における対応

- ① 付加価値施設については、これまで市場の本来機能ではないとの理由から、低(定)温卸売場同様、造作等の活用により整備されてきた。
- ② 今後、これらの施設について都が施設整備を行う場合には、その施設仕様等に応じた使用料区分の設定が必要となる。

## (3) 物流の改善

### ア 機能強化の視点

- ① 卸売市場における物流は、産地・出荷者からの生産食料品等の「搬入物流」、卸売業者から仲卸業者への荷の引渡し等の「場内物流」、仲卸業者・売買参加者・買出人等による市場外への「搬出物流」がある。

② こうした物流の効率化の取組は、市場関係者の努力により様々な形で進められてきたが、大量の商品を短時間に荷捌きする卸売市場においては、車両等が輻輳し場内が混雑する等の状況もあるため、更なる物流の改善を図る必要がある。

③ 市場によっては、屋外の通路や駐車場等で荷捌きをしている実態があることから、荷捌き機能を強化するため、各市場の実情や特性に応じて、荷捌き施設等の整備を進める必要がある。

イ 想定される施設

荷捌き施設等が想定される。

ウ 使用料における対応

現行使用料体系においては、荷捌き施設を対象とした「荷さばき場」の区分設定があるが、今後、品質管理の高度化を目的とした低(定)温化等を都の整備により行う場合は、(1)と同様、新たな使用料区分の設定が必要である。